

町内業者の皆さん、忘れずにご提出ください 入札参加資格申請書の受付のお知らせ

平成27・28年度の建設工事、コンサルタント、物品・役務の入札への参加資格申請を次のとおり受付します。

受付期間 ● 1月15日(木)～3月10日(火)

※土日祝日を除きます

受付時間 ● 午前8時30分～午後5時15分

申請様式 ● 町様式または中央公契連統一様式、秋田県様式等を準用してください。町様式が必要な方は、役場総務課に備え付けのもの、または町のホームページからダウンロードしてご使用ください。

提出先 ● 〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10 美郷町役場総務課管財班
あて名は「美郷町長 松田知己」と記入してください。

申請書類は各1通ずつ提出してください。また、申請書類は次のとおり作成してください。

- ・ A4版ファイルに綴り込みしてください（綴り込みは下記一覧の番号順）。
- ・ 「建設工事関係」は桃色、「コンサルタント関係」は灰色、「物品・役務」は緑色のファイルに綴じてください。
- ・ 表紙と背表紙に社名を記入してください。
- ・ 提出は郵送でも可能です（郵送により受領書が必要な場合は返信手段を同封してください）。

■平成27・28年度指名競争入札に係る参加資格審査申請書類一覧

建設工事関係

- 1 入札参加資格審査申請書(様式第1号) ※1
- 2 工事実績調書(直前2年)(様式第2号) ※1
- 3 営業所等一覧表(様式第3号) ※1
- 4 技術職員名簿(様式第4号) ※1
- 5 使用印鑑届(様式第5号)
- 6 経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し
- 7 建設業退職金共済事業加入・履行証明の写し
- 8 健康保険・厚生年金保険料納入証明書の写し
- 9 建設業許可証明書の写し
- 10 納税証明書(原本) ※4
※発行3カ月以内(下記参照)
- 11 印鑑証明書(原本) ※4
※発行3カ月以内
- 12 商業登記簿謄本(原本)(下記参照) ※4
(個人の場合は住民票(原本))
※いずれも発行3カ月以内
- 13 暴力団等の排除に関する誓約書(様式第7号)
- 14 委任状(様式第6号)
※「支店等に見積・契約に関する一切の権限を委任する場合は委任先が契約の相手となります。

※委任する場合は、委任先の建設業許可が確認できる書類(建設業許可申請書「收受済」および別表の写し等)を添付してください。

コンサルタント関係

- 1 入札参加資格審査申請書(様式第1号) ※1
- 2 測量等実績調書(直前2年)(様式第2号) ※1
- 3 営業所等一覧表(様式第3号) ※1
- 4 技術職員名簿(様式第4号) ※1
- 5 使用印鑑届(様式第5号)
- 6 営業に必要な許可証明書の写し
- 7 納税証明書(原本) ※4
※発行3カ月以内(下記参照)
- 8 印鑑証明書(原本) ※4
※発行3カ月以内
- 9 商業登記簿謄本(原本)(下記参照) ※4
(個人の場合は住民票(原本))
※いずれも発行3カ月以内
- 10 暴力団等の排除に関する誓約書(様式第7号)
- 11 委任状(様式第6号)
※「支店等に見積・契約に関する一切の権限を委任する場合は委任先が契約の相手となります。

- ※1 建設工事関係・コンサルタント関係の申請書は、町様式または中央公契連統一様式、秋田県様式を準用してください。
- ※2 物品・役務の申請書は町様式または総務省統一資格審査様式を準用してください。
- ※3 総務省統一資格審査様式中「希望する資格の種類等」の様式に替え「業種一覧」をご使用ください。
- ※4 申請が二つ以上ある場合はどちらか一方の証明書の写しでも可とします。
(例: 建築工事と物品・役務を申請する場合など)

物品・役務

- 1 入札参加資格審査申請書(様式第1号) ※2
(希望する品目を業種一覧(様式第1号の2)に明記する) ※3
- 2 営業実績調書(様式第2号)
- 3 営業所等一覧表(様式第3号)
- 4 営業所等の職員名簿(様式第4号)
- 5 使用印鑑届(様式第5号)
- 6 営業に必要な許認可または登録証明書の写し
- 7 納税証明書(原本) ※4
※発行3カ月以内(下記参照)
- 8 印鑑証明書(原本) ※発行3カ月以内 ※4
- 9 商業登記簿謄本(原本)(下記参照) ※4
(個人の場合は住民票(原本))
※いずれも発行3カ月以内
- 10 取扱メーカー・商品一覧(参考資料)
- 11 暴力団等の排除に関する誓約書(様式第7号)
- 12 委任状(様式第6号)
※「支店等に見積・契約に関する一切の権限を委任する場合は委任先が契約の相手となります。

■納税証明書について

区分	提出書類
法人	市区町村税の納税証明書(委任している場合は委任先のもの)
	都道府県税事務所発行の納税証明書(委任している場合は委任先のもの) 税務署発行の納税証明書(その3の3)
個人	市区町村税の納税証明書
	都道府県税事務所発行の納税証明書 税務署発行の納税証明書(その3の2)

※いずれも未納がないことが分かる証明書を提出してください。
※課税されていない場合は、そのことが分かる証明書を添付してください。

■商業登記簿謄本について

平成25・26年度において、本町に入札参加資格申請を行っている方で、記載事項に変更が無い場合は、写しを可とします。

町内に主たる事業所を置く小規模事業者の、平成27年度小規模修繕契約希望者の登録受付は平成27年2月からです。詳細については後ほどお知らせします。

問●町総務課 管財班 ☎0187(84)1111(内線1212) E-mail soumu@town.misato.akita.jp

2月2日(月)は 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れが
ないかご確認
ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
国民健康保険税(普通徴収)	7期	2月2日(月)	6期	1月5日(月)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	7期	2月2日(月)	6期	1月5日(月)
町県民税(普通徴収)			4期	1月5日(月)

■町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥保育園保育料
- ⑦児童クラブ利用料 ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

□口座振替がとても便利です

□口座振替 のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

□口座振替を希望する方は 次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

申告はお済みですか？

償却資産(固定資産税)の申告は2月2日(月)まで

平成27年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成27年度償却資産として申告する必要があります。

平成26年度に申告された方および課税された方には申告書を送付していますが、送付されない方でも償却資産を所有している場合は申告してください。

申告用紙配布
申請場所

- ・役場税務課
- ・六郷出張所
- ・仙南出張所

申請期限

2月2日(月)

Q.1 償却資産ってなんですか？

A.1 償却資産とは農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは償却資産(固定資産税)に含みません。

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の少額償却資産
- ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
- ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q.2 使っていない資産も申告の対象になりますか？

A.2 まだ使用していない、または現在使用していても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q.3 償却資産が少ないのですが申告が必要ですか？

A.3 償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

問 町税務課 ☎0187(84)4902(内線1302)